多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

大町市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

種　類				実施地域等		実施期間	実施主体	認定日
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
	○			常盤区域	無	令和2年度～令和6年度	清水神明原集落協定	令和2年9月30日
	○			常盤区域	無	令和2年度～令和6年度	清水寺海戸集落協定	令和2年9月30日
	○			社区域	無	令和2年度～令和6年度	宮本集落協定	令和2年9月30日
	○			八坂区域	無	令和2年度～令和6年度	切久保堤集落協定	令和2年9月30日
	○			八坂区域	無	令和2年度～令和6年度	切久保平沢集落協定	令和2年9月30日
	○			八坂区域	無	令和2年度～令和6年度	生婦平集落協定	令和2年9月30日
	○			八坂区域	無	令和2年度～令和6年度	中村集落協定	令和2年9月30日
	○			八坂区域	無	令和2年度～令和6年度	梨の木集落協定	令和2年9月30日
	○			八坂区域	無	令和2年度～令和6年度	馬落し集落協定	令和2年9月30日
	○			八坂区域	無	令和2年度～令和6年度	野平集落協定	令和2年9月30日
	○			美麻区域	無	令和2年度～令和6年度	美麻広域集落協定 従前：高根集落協定 梨の沢集落協定 丸切集落協定 大塩南沖集落協定	広域化令和3年6月30日 従前令和2年9月30日